

報告書誤りのお詫びと訂正のお知らせ

平成 23 年 8 月に発行した「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」の P3 表 2 に掲載した荒川区における所得別世帯数に誤りがありました。皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。なお、正しい数値は下記のようになりますので訂正させていただきます。

【訂正前】

表 2 荒川区における所得別世帯数

総所得金額 (世帯合計)	全世帯数		18歳未満の子どもが いる世帯数		母子世帯数		全世帯数に占める 母子世帯数の割合
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	
～100万円	36,586	34.8%	2,359	14.1%	585	31.7%	1.6%
100～200万円	15,351	14.6%	1,457	8.7%	522	28.3%	3.4%
200～300万円	13,671	13.0%	1,955	11.7%	341	18.4%	2.5%
300～400万円	10,392	9.9%	2,271	13.6%	153	8.3%	1.5%
400～500万円	7,766	7.4%	2,131	12.8%	97	5.3%	1.2%
500～600万円	5,689	5.4%	1,796	10.8%	62	3.3%	1.1%
600～700万円	4,213	4.0%	1,271	7.6%	44	2.4%	1.0%
700～800万円	2,901	2.7%	916	5.5%	13	0.7%	0.4%
800～900万円	2,170	2.1%	658	3.9%	6	0.4%	0.3%
900～1,000万円	1,530	1.4%	490	2.9%	3	0.2%	0.2%
1,000万円～	4,956	4.7%	1,401	8.4%	19	1.0%	0.4%
総世帯合計	105,225	100.0%	16,705	100.0%	1,845	100.0%	1.8%

※ 平成 22 年 7 月 1 日現在の課税状況により集計した。また、年齢判定日は、平成 22 年 1 月 1 日とした。

※ 総所得金額とは、事業、給与、年金、不動産、株式配当等の所得の合計で経常的性質の強い所得である。(土地や株式の譲渡等の所得を含まない。)未申告者については、総所得金額をゼロとして集計した。

※ ここでいう母子世帯とは、①特別寡婦控除適用者(合計所得 500 万円以下)、及び②寡婦控除と扶養控除(特定またはその他)の適用があり、世帯主との年齢差が 15 歳以上の世帯員を有する合計所得 500 万円超の者である。

※ 出典：荒川区区民生活部税務課データをもとに作成。

【訂正後】

表 2 荒川区における所得別世帯数

総所得金額 (世帯合計)	全世帯数		18歳未満の子どもが いる世帯数		母子世帯数		全世帯数に占める 母子世帯数の割合
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	
～100万円	36,586	34.8%	2,539	15.0%	585	31.7%	1.6%
100～200万円	15,351	14.6%	1,457	8.6%	522	28.3%	3.4%
200～300万円	13,671	13.0%	1,955	11.6%	341	18.5%	2.5%
300～400万円	10,392	9.9%	2,271	13.4%	153	8.3%	1.5%
400～500万円	7,766	7.4%	2,131	12.6%	97	5.3%	1.2%
500～600万円	5,689	5.4%	1,796	10.6%	62	3.4%	1.1%
600～700万円	4,213	4.0%	1,271	7.5%	44	2.4%	1.0%
700～800万円	2,901	2.8%	916	5.4%	13	0.7%	0.4%
800～900万円	2,170	2.1%	658	3.9%	6	0.3%	0.3%
900～1,000万円	1,530	1.5%	490	2.9%	3	0.2%	0.2%
1,000万円～	4,956	4.7%	1,401	8.3%	19	1.0%	0.4%
総世帯合計	105,225	100.0%	16,885	100.0%	1,845	100.0%	1.8%

※ 構成割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

※ 平成 22 年 7 月 1 日現在の課税状況により集計した。また、年齢判定日は、平成 22 年 1 月 1 日とした。

※ 総所得金額とは、事業、給与、年金、不動産、株式配当等の所得の合計で経常的性質の強い所得である。

(土地や株式の譲渡等の所得を含まない。)未申告者については、総所得金額をゼロとして集計した。

※ ここでいう母子世帯とは、①特別寡婦控除適用者(合計所得 500 万円以下)、及び②寡婦控除と扶養控除(特定またはその他)の適用があり、世帯主との年齢差が 15 歳以上の世帯員を有する合計所得 500 万円超の者である。

※ 出典：荒川区区民生活部税務課データをもとに作成。